

# 受 任 通 知

令和4年 月 日

〒248-0033

神奈川県鎌倉市腰越一丁目6番18-3号

SIMAMORA MARTA 殿

(シマモラ マルタ)

さいたま市浦和区岸町7-12-4

ニビル浦和3階 栄総合法律事務所

TEL 048(839)代表7341番

FAX 048(839) 7348番

亀田佳子氏、及び、亀田泰二氏代理人

弁護士 井 上 清 彦

同 石 川 斗 馬

前略 本職は、亀田佳子（以下「佳子」という）氏と、亀田泰二氏より委任を受けた代理人弁護士です。

## 1 亀田佳子氏と貴殿との離婚等請求事件

佳子氏と貴殿は、平成24年（2012年）5月5日、婚姻届を了して夫婦となり、平成28年（2016年）3月6日には長女奈那さんが生まれました。

しかしながら、佳子氏と貴殿は、性格の不一致等が原因で婚姻関係は破綻するに至りました。

令和4年（2022年）9月18日、佳子氏と貴殿はけんかになった際、貴殿はガラスを割ったり、佳子氏の頸を絞めるなどの暴行傷害に及び、警察が出動する事態になりました。佳子氏は、この日の件を直接のきっかけとして、貴殿と別居するに至りました。

佳子氏といたしましては、貴殿との離婚を強く望むものであり、今後、横浜家庭裁判所宛て、離婚調停を申し立ててさせていただくことといたします。

つきましては、追って、横浜家庭裁判所より貴殿宛て、調停期日のお知らせ書

等が郵送されますので、ご対応くださいますようお願いいたします。

今後、本件連絡等の窓口には本職があたらせていただきますので、ご連絡等はすべて本職までくださるよう、お願いいたします。

## 2 亀田泰二氏から貴殿に対する土地建物明渡請求事件

(1) 亀田泰二氏は、佳子氏に対し、平成 年 月 日、別紙物件目録記載の土地及び建物を無償で貸与しました（本件使用貸借契約）。

これは、佳子氏と貴殿が夫婦として同居する住居とすることを目的とするものでした。

(2) 佳子氏と貴殿は、本件土地建物を自宅として使用してまいりましたが、今般、佳子氏と貴殿の婚姻関係は破綻し、佳子氏と貴殿は別居するに至りました。

そこで、亀田泰二氏といたしましては、本件土地建物を佳子氏に貸与する目的は終了したものと判断することから、本日付けで本件使用貸借契約を解除いたします。

(3) つきましては、今後、本件土地建物は亀田泰二氏にて使用することといたしますので、貴殿におかれましては、本書を受け取った後、10日以内に本件土地建物から退去して、これを亀田泰二氏に明け渡すよう請求いたします。

貴殿におかれて、10日以内に本件土地建物から退去しない場合、当方にて、横浜地方裁判所宛て、本件土地建物の明渡を求める訴訟を提起させていただくことといたします。

訴訟の結果、裁判所の判決により本件土地建物の明渡が認められる場合には、貴殿については、本件土地建物から強制的に排除されることになりかねませんのでご注意ください。

今後、本件連絡等の窓口には本職があたらせていただきますので、ご連絡等はすべて本職までくださるよう、お願いいたします。

草々

(別紙)

## 物 件 目 録

### 1 土 地

所 在 神奈川県鎌倉市腰越二丁目  
地 番 1 2 0 番 2 9  
地 目 宅地  
地 積 1 8 7 . 1 4 平方メートル  
所有者 亀田泰二

### 2 建 物

所 在 神奈川県鎌倉市腰越二丁目 1 2 0 番 2 9  
家屋番号 1 2 0 番 2 9  
種 類 木造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建  
床面積 1 階 4 4 . 9 7 平方メートル  
2 階 5 4 . 1 0 平方メートル  
所有者 亀田泰二

以上